

府地事第386号
5文科高第386号
令和5年6月9日

各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
各都道府県教育委員会教育長
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長
厚生労働省社会・援護局長及び医政局長

内閣府 地方創生推進事務局長

淡野 博久

文部科学省 高等教育局長

池田 貴城

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する
命令の施行について（通知）

「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府令、文部科学省令第1号。以下「改正共同命令」という。）」は、別添1の通り本年6月9日に公布され、同日に施行されました。

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号。以下「法」という。）附則第5条第1項に規定する、令和6年3月31日までの法の施行状況の検討を行うため、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る有識者会議（以下「会議」という。）が令和4年9月から開催され、令和5年3月に議論が取りまとめられました。今回の改

正は、会議の取りまとめの内容を踏まえて、高度なデジタル人材の育成に係る学部の学科については、地方の若者の著しい減少を助長するおそれが少ないと認められる一定の条件の下で限定的に特定地域内の学部の学科の収容定員増加抑制の対象外とするため、所要の規定の整備を行うものです。

改正共同命令の規定及び留意すべき事項は下記の通りですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願い申し上げます。各都道府県におかれては、この旨を貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）及び所轄の専修学校に対して、都道府県教育委員会におかれては、この旨を所管する専修学校及び専修学校を設置する市区町村教育委員会に対して、専修学校を設置する国立大学及び厚生労働省におかれては、この旨を所管する専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

法附則第5条第1項に規定する、令和6年3月31日までの法の施行状況の検討を行うため、令和4年9月から会議が開催され、令和5年3月に議論が取りまとめられた。取りまとめにおいて、法第13条に基づく特定地域内の定員増加抑制については引き続き適切な運用と状況の把握がなされるべきとされた上で、高度なデジタル人材については産業界からのニーズが極めて高く、需給バランスに著しい不均衡が生じていることから、一定の要件を満たすものに限って、限定的に定員増加抑制の例外措置を講ずることを検討すべきとされた。

この内容を踏まえ、「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」（平成30年内閣府令・文部科学省令第1号。以下「共同命令」という。）を改正し、高度なデジタル人材の育成に係る学部の学科で一定の要件を満たしたものについては限定的に特定地域内の定員増加抑制の対象外とするものである。

第二 改正の内容

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令」（平成30年政令第177号。以下「令」という。）第5条第4号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める場合として、以下を追加する。

大学の学部（短期大学の学科を除く。以下同じ。）の学科を設置し、又は収容定員を増加させることに伴い、必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合であって、次のいずれにも該当するものとして有識者の意見を聴いて文部科学大臣が認める場合

イ 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科が、次のいずれに

も該当するものであること。

(1) デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第25条の人材の育成に資するものであること。

(2) 理学又は工学に関するものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 特定地域内学部収容定員を増加させる日の翌日から当該学科における修業年限に相当する年数に3年を加えた期間(2)において「特定期間」という。)を経過する日までに、特定地域内に設置している学部等の入学定員を、増加させる特定地域内学部収容定員の数を当該修業年限に相当する年数で除して得た数以上の数減少させることその他これに準ずる方法により特定地域内学部等収容定員を減少させることと併せて、当該減少に係る学部等を置く大学等の設置者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲(令第4条第2項各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める数を超えない範囲。(2)において同じ。)内で特定地域内学部収容定員を増加させること。

(2) 特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、特定期間を経過する日までに、(1)に規定する方法により当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させること。

ハ 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科において、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。)以外の区域内に存する地方公共団体その他の法人と連携して当該学科の学生に就業体験その他の当該区域内における活動に参加する機会を提供するとともに、当該大学が他の大学(設置する法人の主たる事務所が当該区域内に所在するものに限る。)との連携等を通じ当該区域内におけるデジタル社会形成基本法第25条の人材の育成に資する取組を行うことにより、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組を併せて行うものであること。

第三 留意すべき事項

1 共同命令第8条第2項第5号イについて

○ 特定地域内学部収容定員を増加させる学部の学科は、デジタル社会形成基本法第25条の人材を育成するものであること。

○ 当該学部の学科の学位が「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(平成15年文部科学省告示第39号)別表第一に学位の分野として規定される「理学関係」又は「工学関係」であること。ただしいずれかの学位の分野を含む

融合分野でも構わないこと。

2 共同命令第8条第2項第5号ロについて

- 遅くとも特定地域内学部収容定員を増加させる学部の学科の完成年度以降3年度間を経て次の4月1日から、特定地域内のいずれかの学部の学科から増加と同じペース又はそれ以上のペースで入学定員を減少させること等によって特定地域内学部等収容定員を減少させること。ただし完成年度以降3年度間を待たずに特定地域内学部収容定員を減少させても構わないこと。

3 共同命令第8条第2項第5号ハについて

- 特定地域内学部収容定員を増加させる学部の学科においては、東京圏外に所在する地方公共団体や企業等と連携して、当該学部の学科の学生に対して東京圏外の地域におけるインターンシップや研修等の活動機会を提供すること。
- 地方大学の教員確保に当たっての協力やサテライトキャンパスの設置、オンライン授業の活用など、東京圏外の地域におけるデジタル人材育成強化に貢献する取組を実施すること。

(添付資料)

- ・【別添1】特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府令、文部科学省令第1号）

(参考)

○内閣官房・内閣府ホームページ

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/h30-06-01.html>

○文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/teiinyokusei/index.htm

【問い合わせ先】

文部科学省高等教育局高等教育企画課

高等教育政策室 疋田、阿久津

TEL : 03-6734-3332

○内閣府令第一号
文部科学省

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律
施行令（平成三十年政令第百七十七号）第五条第四号の規定に基づき、特定地域内学部収容定員の抑
制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年六月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

文部科学大臣 永岡 桂子

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府令第一号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重
傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる
対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない
ものは、これを加える。

(年次別収容定員の算定方法)

第二条 令第二条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数。第八条第二項第四号及び第五号ロにおいて同じ。）に相当する数とする。

（就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等）

第八条 「略」

2 令第五条第四号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 「略」

三 修業年限の後半を含む当該修業年限の二分の一以上の期間において、学生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域をいう。第五号ハにおいて同じ。）以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 「略」

五 大学の学部（短期大学の学科を除く。以下この号において同じ。）の学科を設置し、又は収容定員を増加させることに伴い、必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合であつ

(年次別収容定員の算定方法)

第二条 令第二条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数。第八条第二項第四号において同じ。）に相当する数とする。

（就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等）

第八条 「同上」

2 令第五条第四号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 「同上」

三 修業年限の後半を含む当該修業年限の二分の一以上の期間において、学生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の存する区域をいう。以外に区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 「同上」

「号を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>3 六 「略」</p> <p>て、東京圏以外の区域内に存する地方公共団体その他の法人と連携して当該学科の学生に就業体験その他の当該区域内における活動に参加する機会を提供するとともに、当該大学が他の大学（設置する法人の主たる事務所が当該区域内に所在するものに限る。）との連携等を通じ当該区域内におけるデジタル社会形成基 本法第二十五条の人材の育成に資する取組を行うことにより、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組を併せて行うものであること。</p>
	<p>3 五 「同上」</p>

別記様式第三号を次のように改める。

法第13条第3号 説明書

特定地域内学部 収容定員を 増加させる 学部等	大学等の名称						
	学部等の名称	修業 年限	入学定員 (編入学定員)	増加前の特定地 域内学部収容定 員(収容定員)	増加させる特 定地域内学部 収容定員(収容 定員)	増加後の特定 地域内学部収 容定員(収容 定員)	校舎の所在地
	〇〇学部 〇〇学科	年	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	
	増加させる事由						
	予定時期						

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（以下「命令」という。）第8条第2項第5号の規定の適用を受けようとする場合は以下も記入すること。

特定地域 内学部 収容定員 を増加 させる 学部等	育成する人材像	
	学位の分野	
	特定地域内学部 等収容定員を減 少させる時期 ・人数	年度 人
	東京圏以外の区 域内における活 動機会の内容	(連携先(地方公共団体や企業など), 連携先の所在する道府県) (活動内容の概要)
東京圏以外の区 域内における人 材育成に資する 取組内容	(取組を実施する道府県) (連携する大学その他の取組内容の概要)	
命令第8 条第2項 第5号ロ (2)の規 定の適用 を受けよ うとする 場合のみ	合併・統廃合等, 共同教育課程の 別	<input type="checkbox"/> 合併・統廃合等 <input type="checkbox"/> 共同教育課程
	協議の内容	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。